

株式会社ナガワに対する勧告について

令和3年11月12日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社ナガワ（以下「ナガワ」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第7条第2項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

本件は、令和3年10月22日に、中小企業庁長官から下請法第6条の規定に基づく措置請求を受けた事案である。

1 違反行為者の概要

法人番号	7430001056297
名称	株式会社ナガワ
本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
代表者	代表取締役 高橋 修
事業の概要	ユニットハウス ^{（注1）} の製造・販売・レンタル、建設機械器具のレンタル等
資本金	28億5558万1108円

（注1）工場で組立・製造した箱型のユニットを現場に備え付けることにより簡易・迅速に設置できる建物で、工事現場における事務所、災害時の仮設住宅などに使用される。

2 違反事実の概要

- (1) ナガワは、個人又は資本金の額が3億円以下の法人たる事業者に対し、
ア 自社が販売又はレンタルするユニットハウスに使用する床材、壁材等の資材の製造
イ 自社がレンタルする建設機械器具の修理
を委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」という。）。
(2) ナガワは、平成30年9月から令和元年9月までの間、「早期支払割引料」^{（注2）}を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。減額した金額は、総額1911万9134円である（下請事業者66名）。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

(注2) 下請代金をファクタリング方式ではなく現金で支払っていることを理由として徴収したもの。このファクタリング方式とは、下請事業者が、下請代金の額に相当する下請代金債権をファクタリング会社に譲渡することにより、当該ファクタリング会社から当該下請代金の額に相当する金銭の支払を受ける方式である。

- (3) ナガワは、令和3年10月29日、下請事業者に対し、前記(2)の行為により減額した金額を支払っている。

3 勧告の概要

- (1) ナガワは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。

ア 前記2(2)の行為が下請法第4条第1項第3号の規定に違反するものであること。

イ 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じないこと。

- (2) ナガワは、今後、下請法第4条第1項第3号の規定に違反する行為を行うことがないように、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じること。

- (3) ナガワは、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

ア 減額した金額を下請事業者を支払ったこと。

イ 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置の内容

- (4) ナガワは、次の事項を取引先下請事業者へ通知すること。

ア 減額した金額を下請事業者を支払ったこと。

イ 前記(1)から(3)までに基づいて採った措置の内容

- (5) ナガワは、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置について、速やかに公正取引委員会に報告すること。

(株)ナガワ (親事業者)

(ユニットハウスの製造・販売・レンタル, 建設機械器具のレンタル等)

下請取引の内容

- ・ (株)ナガワが販売又はレンタルするユニットハウスに使用する資材の製造
- ・ (株)ナガワがレンタルする建設機械器具の修理



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

勧告内容

- 今後, 減額を行わないことを取締役会の決議で確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

など

違反行為の概要

「早期支払割引料」(注1)として,

総額約 1 9 1 1 万円 を

下請代金の額から **減額**(注2)した。

※ナガワは, 下請事業者に対し, 減額した金額を支払っている。

下請事業者 (66名)

(注1)下請代金をファクタリング方式ではなく現金で支払っていることを理由として徴収したもの。このファクタリング方式とは, 下請事業者が, 下請代金の額に相当する下請代金債権をファクタリング会社に譲渡することにより, 当該ファクタリング会社から当該下請代金の額に相当する金銭の支払を受ける方式である。

(注2)下請法は, 下請事業者に責任がないのに, 発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止している。値引き, 協賛金, 歩引き等の名目, 方法, 金額の多少を問わず, また, 下請事業者との合意があっても, 下請法違反となる。

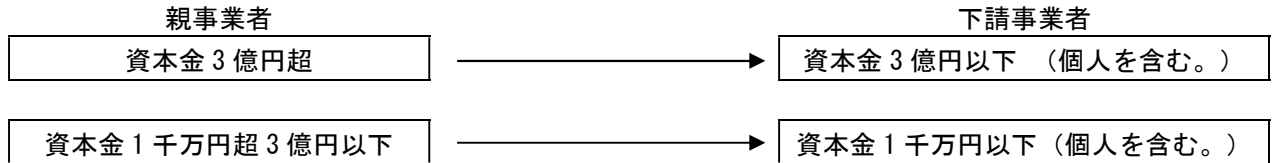
2 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

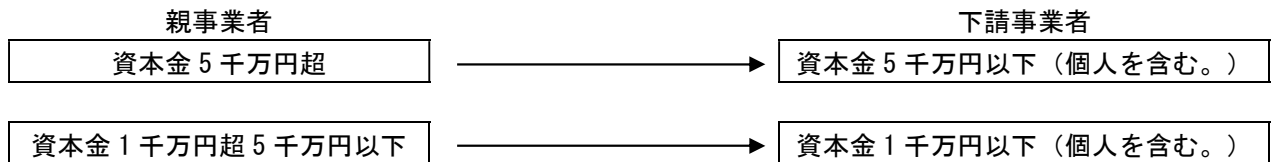
a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送，物品の倉庫における保管，情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2，第3条，第4条の2，第5条）及び禁止事項（第4条第1項，第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品の禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (セ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

3 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2 この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託することをいう。

3～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四 （略）

9 （略）

10 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付（役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一、二 （略）

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四～七 （略）

2 （略）

（中小企業庁長官の請求）

第六条 中小企業庁長官は、親事業者が第四条第一項第一号、第二号若しくは第七号に掲げる行為をしているかどうか若しくは同項第三号から第六号までに掲げる行為をしたかどうか又は親事業者について同条第二項各号の一に該当する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(勧告)

第七条 (略)

- 2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

- 3 (略)